



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 イー・ガーディアン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高谷 康久  
(コード：6050 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役 溝辺 裕  
(TEL. 03-5575-2561)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、平成27年12月18日開催予定の当社第18期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を決定しております。これに伴い、本日開催の取締役会において、平成27年12月18日開催予定の当社第18期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮出来るようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 31 条第 1 項)。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第

30 条を変更案第 31 条第 2 項の通り変更するものであります。なお、変更案第 31 条第 1 項の新設及び第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。  
(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第12条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第19条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2. &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>3. &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2. &lt; 現行通り &gt;</p> <p>3. &lt; 現行通り &gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 27 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則) 第 28 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>(取締役会規則) 第 29 条 &lt; 現行通り &gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除等)</p> <p>第 30 条 &lt;新設&gt;</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 1,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議において</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 1,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除等)</u></p> <p><u>第 40 条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="448 371 560 405">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="448 658 560 692">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="448 992 560 1025">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="376 1234 635 1267"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p data-bbox="228 1330 647 1364">第<u>41</u>条～第<u>42</u>条 &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="419 1471 592 1505"><b>第7章 計算</b></p> <p data-bbox="228 1568 647 1601">第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p data-bbox="826 327 1166 360"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p data-bbox="810 374 1374 551">第<u>33</u>条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="826 613 1134 647"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p data-bbox="810 660 1374 882">第<u>34</u>条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p data-bbox="826 945 1070 978"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p data-bbox="810 992 1374 1124">第<u>35</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p data-bbox="962 1234 1220 1267"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p data-bbox="810 1330 1230 1364">第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 &lt;現行通り&gt;</p> <p data-bbox="1002 1471 1174 1505"><b>第7章 計算</b></p> <p data-bbox="810 1568 1230 1601">第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 &lt;現行通り&gt;</p>